

奈良県公報



目次

ページ

○職員住宅及び独身寮管理規則の一部を改正する規則（職員厚生課）	一	○土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則（建築課）	一六
○奈良県税条例施行規則等の一部を改正する規則（税務課）	一	○次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（人事課）	一六
○奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則（管財課）	八		
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（福祉政策課）	八	（訓 令）	
○高等学校卒業程度認定試験規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（医大・病院課）	九	○奈良県労働委員会事務局処務規程の一部改正（労働委員会調整課）	一七
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	一〇	○奈良県農業改良普及員被服貸与規程の廃止（農政課）	一七
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農業経営課）	一〇	（告 示）	
○林業種苗法施行細則の一部を改正する規則（林業基盤課）	一五	○農地法第三条第二項第五号に規定する別段の面積の公示（農業経営課）	一七
○建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	一六	（公 告）	
		○事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（総務課）	一七

規則

職員住宅及び独身寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十四号

職員住宅及び独身寮管理規則の一部を改正する規則

職員住宅及び独身寮管理規則（昭和三十八年十二月奈良県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一小泉職員住宅の項中「四、八〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表高畑職員住宅の項中「四、八〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表檀原職員住宅の項中「八、五〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表南紀寺職員住宅の項中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員住宅及び独身寮管理規則別表第一の規定の適用については、同表小泉職員住宅の項中「五、八〇〇円」とあるのは「五、三〇〇円」と、同表高畑職員住宅の項中「五、三〇〇円」とあるのは「五、〇〇〇円」と、同表檀原職員住宅の項中「九、九〇〇円」とあるのは「九、二〇〇円」とする。

奈良県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十五号

奈良県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（奈良県税条例施行規則の一部改正）

第一条 奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「受け取った日から」を「受け取った日の翌日から起算して」と改定し、「行ってください」の次に「。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）に対する判決（この通知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」と加える。

第二十七条中「受け取った日から」を「受け取った日の翌日から起算して」とし、「請求（この催告書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）に対する判決（この催告書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」と改定する。

第二十八条中「受け取った日から」を「受け取った日の翌日から起算して」と改定し、「行ってください」の次に「。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。）に対する判決（この告知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審

査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」と改定する。

第七十九号様式を次のように改定する。

「更正」や「更正(決定)」及び「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」及び「審査請求は」の次に「なるべく」や「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上三十三号(被告)中「更正」及び「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」及び「審査請求は」の次に「なるべく」や「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上三十三号(被告)中「とき」や「場合」及び「日から」や「日の翌日から起算して」及び「対して」や「対し」及び「審査請求は」の次に「なるべく」や「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上三十三号(被告)中「日から」や「日の翌日から起算して」及び「対して」や「対し」及び「審査請求は」の次に「なるべく」や「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決

を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上十回(被告)中「不服の申立」や「不服の申立て及び処分の取消しの訴え」及び「通知書のとおり決定されたこと」や「決定」及び「場合には」や「場合は」及び「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」及び「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」及び「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上十回(被告)中「とき」や「場合」及び「日から」や「日の翌日から起算して」及び「対して」や「対し」及び「審査請求は」の次に「なるべく」や「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」

繰上十六号(被告)中「不服の申立」及び「不服の申立て及び処分の取消しの訴え」及び「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」及び「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」及び「行ってください」の次に「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起するこ

とができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。や三べん。

繰下十号樂代(三)上(三)中「不服の申立」や「不服の申立て及び処分の取消しの訴え」並びに「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」並びに「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」並びに「行ってください」並びに「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(この納税通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。)に対する判決(この納税通知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。や三べん。

繰下十号樂代(三)上(三)中「不服の申立」や「不服の申立て及び処分の取消しの訴え」並びに「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」並びに「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」並びに「行ってください」並びに「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。や三べん。

繰下十号樂代(三)上(三)中「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」並びに「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」並びに「することとしてください」や「

行ってください。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(この告知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。)に対する判決(この告知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。や三べん。

繰下十号樂代(三)上(三)中「不服の」や「不服が」並びに「日から」や「日の翌日から起算して」並びに「異議申立」や「異議申立て」並びに「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」並びに「行ってください」並びに「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求(この通知書を発付した者が知事である場合は、異議申立て。以下同じ。)に対する判決(この通知書を発付した者が知事である場合は、決定。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。や三べん。

繰下十号樂代(三)上(三)中「不服の」や「不服が」並びに「日から」や「日の翌日から起算して」並びに「当事務所長」や「なるべく当県税事務所長」並びに「行ってください」並びに「」。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要

があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」や「**三六**」。

第九十九号様式(遺)及び第百号様式(遺)中「不服の申立」や「不服の申立て及び処分の取消しの訴え」じ、「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」じ、「**当事務所長**」や「なるべく当県税事務所長」じ「**行**」じ「行ってください」の次じ。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」や「**三六**」。

第五十三号様式(令)第百六号様式(令)の眼録中「受け取った日から」や「受け取った日の翌日から起算して」じ、「**当事務所長**」や「なるべく当県税事務所長」じ「**行**」じ「行ってください」の次じ。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます」や「**三六**」。

(奈良県産業廃棄物税法例施行規則の一般改正)

第二条 奈良県産業廃棄物税法例施行規則(平成十五年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号様式及び第三号様式中「審査請求は、」の次じ「なるべく」や「行ってください」の次じ。また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合には、処

分の取消しの訴えを提起することができる期間は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります」や「**三六**」。

(**児童福祉法**に基つて措置費用の徴収に関する規則の一般改正)
第三条 児童福祉法に基つて措置費用の徴収に関する規則(昭和六十一年七月奈良県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「審査請求ができます」や「異議申立てができます。処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければなりませんこととされています」じ「**三六**」。

(奈良県青年の健全育成に関する条例施行規則の一般改正)

第四条 奈良県青年の健全育成に関する条例施行規則(昭和五十二年三月奈良県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「できます」や「できます。処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第一三九号)の定めるところにより、この処分の通知を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。))に、奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。))に提起しなければなりませんこととされています」じ「**三六**」。

(母子保健法に基つて措置に関する規則の一般改正)

第五条 母子保健法に基つて措置に関する規則(昭和五十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五節葬式中」 なお、この処分には不服の申立てができますから申し出てくたさい。

「この処分には不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌60日以内に知事に対して異議申立てができます。処分の取消し処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日か）に、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者）に、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けます。）月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しことができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日から60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの日から起算して60日以内（送達を受けた日から6か月以内（送達を受）に提起しなければなりません」とされています。

日から起算しての訴えは、このら起算します。

奈良県知事となけた日から6か月の訴えを提起する翌日から起算す

えは、その異議けた日の翌日か

（児童福祉法に基づく育成医療及び療育の給付に関する規則の一部改正）

第六条 児童福祉法に基づく育成医療及び療育の給付に関する規則（昭和五十一年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四節葬式中 「なお、この処分には不服の申立てができますから申し出てくたさい。

「この処分には不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌60日以内に知事に対して異議申立てができます。処分の取消し処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日か）に、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者）に、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受

月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消し月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しことができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日から60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの日から起算して60日以内（送達を受けた日から6か月以内（送達を受）に提起しなければなりません」とされています。

日から起算しての訴えは、このら起算します。

奈良県知事となけた日から6か月の訴えを提起する翌日から起算す

えは、その異議けた日の翌日か

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第七条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十二年六月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「この処分について、不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。この場合、審査請求書は、正副2通を提出してください。

「この処分について、不服があるときは、この通知書を受け取った翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。正副2通を提出してください。処分の取消しの日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します）に提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けます。）月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの日から起算して60日以内（送達を受けた日から6か月以内（送達を受）に提起しなければなりません）」とされています。

内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しな
ています。

け取った翌日から起算して
す。この場合、審査請求書
、この処分の通知を受けた
。)に、奈良県を被告とし
ます。)提起しなければ
であつても、処分の日から
きなくあります。)。ただ
に審査請求をした場合には
達を受けた日から6か月以
ければならないこととされ

奈良県食品衛生法施行細則の一部改正)

第八條 奈良県食品衛生法施行細則(昭和五十四年四月奈良県規則第一号)の一部を次
のよう改正する。

第八号様式申「できます」を「できません。処分の取消しの訴えは、この処分の通知
を受けた日から6か月以内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、奈良県を
被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。)、提起し
なければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であつても、処分
の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした
場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日から
6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に提起しなければならぬこと
とされています」に改める。

第九條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正
県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四号様式申「できます」を「できません。処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟
法(昭和37年法律第139号)に基づき、この処分の通知を受けた日から6か月以

内(通知を受けた日の翌日から起算します。)に、奈良県を被告として(訴訟におい
て奈良県を代表する者は奈良県知事となります。)、提起しなければなりません(な
お、処分の通知を受けた日から6か月以内であつても、処分の日から1年を経過する
と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知
を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消し
の訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内(送達を受け
た日の翌日から起算します。)に提起しなければならぬこととされています」に改
める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第五十六号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号)の一
部を次のように改正する。

別表の一第七十四号中「四千六百円」を「五千円」に改め、同表の一中第九十一号
を第九十二号とし、第九十号の次に次の一号を加える。

191 プラスマコーティング装置 〃 四千四百円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八
条の四第四項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額に
ついては、なお従前の例による。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(二)中「二百四十六万八千円」を「二百四十三万三千円」に改め、

一七、三〇〇円	二二、二〇〇円	三二、八〇〇円	三九
二八、六〇〇円	三六、九〇〇円	五一、六〇〇円	六〇

同表の三の(三)の表中

二〇〇円	四九、八〇〇円	七、二〇〇円	一七、三〇〇円	二二、二〇〇円
五〇〇円	七五、八〇〇円	一〇、四〇〇円	二八、五〇〇円	三六、八〇〇円

〇円	三一、七〇〇円	三九、一〇〇円	四九、六〇〇円	七、二〇〇円
〇円	五一、四〇〇円	六〇、三〇〇円	七五、六〇〇円	一〇、三〇〇円

に改め、

同表の三の(三)の表中「一七、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表の六の(二)中「五十二万五千円」を「五十一万九千円」に改め、同表の九の(三)中「十八万九千円」を「十九万三千円」に、「十五万二千円」を「十五万四千四百円」に改め、同表の十一の(四)の(1)中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同表の十二の(二)中「十三万八千五百円」を「十三万七千円」に改める。
別表第二の一の(一)中「一万七千六百円」を「一万七千四百円」に改め、同表の一の(二)中「一万二千円」を「一万九百円」に改め、同表の一の(三)中「一万六千六百円」を「一万四千四百円」に改め、同表の一の(四)中「一万七千四百円」を「一万

七千二百円」に改め、同表の一の(五)中「二万九百円」を「二万七百元」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高等学校卒業程度認定試験規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十八号

高等学校卒業程度認定試験規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良県立大学学則の一部改正)

第一条 奈良県立大学学則（平成二年三月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「者」の下に「（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大
学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（奈良県立医科大学学則の一部改正）

第二条 奈良県立医科大学学則（昭和二十八年一月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号を次のように改める。

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大
学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（奈良県立奈良病院附属看護専門学校学則の一部改正）

第三条 奈良県立奈良病院附属看護専門学校学則（昭和五十年三月奈良県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号を次のように改める。

- 一 高等学校又は中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）を卒業する見込みの者にあつては当該高等学校等の卒業見込証明書及び成績調査書、高等学校等を卒業した者にあつては当該高等学校等の卒業証明書及び成績調査書、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第四号に該当する者にあつては高等学校卒業程度認定試験合格証書若しくは高等学校卒業程度認定試験合格証明書又は大学入学資格検定合格証書若しくは大学入学資格検定合格証明書

第十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

（奈良県立五條病院附属看護専門学校学則の一部改正）

第四条 奈良県立五條病院附属看護専門学校学則（昭和五十九年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

- 一 高等学校又は中等教育学校（以下この号において「高等学校等」という。）を卒業する見込みの者にあつては当該高等学校等の卒業見込証明書及び成績調査書、高等学校等を卒業した者にあつては当該高等学校等の卒業証明書及び成績調査書、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第四号に該当する者にあつては高等学校卒業程度認定試験合格証書若しくは高等学校卒業程度認定試験合格証明書又は大学入学資格検定合格証書若しくは大学入学資格検定合格証明書

第十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

（奈良県立三室病院附属看護専門学校学則の一部改正）

第五条 奈良県立三室病院附属看護専門学校学則（平成四年二月奈良県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

- 第十一条第一号中「大学入学資格検定合格証書又は」を「高等学校卒業程度認定試験合格証書若しくは高等学校卒業程度認定試験合格証明書又は大学入学資格検定合格証書若しくは」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第五十九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

旅館業法施行細則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第四条の二第二号の知事が必要と定める事項は、次に掲げるものとする。

第八条第一項に次の二号を加える。

五 前宿泊地

六 行先地

第一号様式中「旅館業法施行細則第6条第4項第4号」を「旅館業法施行条例第1条第4項第4号」に、「旅館業法施行細則第6条第4項第5号」を「旅館業法施行条例第1条第4項第5号」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は公布の日から、第八条第一項に二号を加える改正規定は平成十七年七月一日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六十号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事

業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「信用事業命令」という。）第五十三条第四項を「農業協同組合法施行規則（平成十三年農林水産省令第四百零八号。以下「施行規則」という。）第六百六十九条第七項に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「組合（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を除く。）、連合会若しくは」を削り、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「第十条第十七項又は第二十項」を「第十条第十八項又は第二十一項」に改め、同条第二項中「第十条第二十項」を「第十条第二十一項」に改める。

第十三条中「第十条第十八項」を「第十条第十九項」に改める。

第十四条中「第十条第二十一項」を「第十条第二十二項」に改める。

第十五条中「第十条第二十二項」を「第十条第二十三項」に改める。

第十六条中「第十条第二十六項」を「第十条第二十七項」に改め、同条第二号中「信用事業命令」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「信用事業命令」という。）」に改める。

第十九条中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第二十条中「第十一条の三の二」を「第十一条の五」に改める。

第二十一条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」に改め、同条

第二項及び第四項中「第十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に改める。

第二十二条第一項中「第十一条の八第一項」を「第十一条の二十三第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の八第三項」を「第十一条の二十三第三項」に改める。

第二十三条第二項中「第十一条の十二」を「第十一条の二十七」に改める。

第二十四条第一項中「第十一条の十四第一項」を「第十一条の二十九第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第三項」に改める。

第二十五条第一項中「第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の三十二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十一条の十五の三第三項」を「第十一条の三十二第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基準株式数等超過所有の承認の申請）

第二十五条の二 法第十一条の四十六第二項ただし書の規定による承認は、基準株式数等超過所有承認申請書（第二十九号様式の二）により行わなければならない。

第二十六条第一項中「第十一条の十六第三項第一号」を「第九十七条の二三号」に改め、同条第二項中「第十一条の十六第三項第二号又は第三号」を「第九十七条の二四号又は第五号」に改め、同条を第二十六条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（共済代理店設置及び廃止の届出）

第二十六条 法第九十七条の二第一号の規定による共済代理店の設置の届出は、共済代理店設置届出書（第二十九号様式の三）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 設置の理由等を示す書類

二 委託契約書案

三 その他知事が必要と認める書類

2 法第九十七条の二第一号の規定による共済代理店の廃止の届出は、共済代理店廃止届出書（第二十九号様式の三）に、廃止の理由書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条第一項中「信用事業命令第五十八条第三項第一号から第十二号までの規定による」を「法第九十七条の二第十二号の規定による施行規則第八十八条第一項第一号から第三号までの規定、第七号から第十号までの規定及び第十五号から第十七号まで並びに信用事業命令第五十八条第一号から第五号までの規定に掲げる場合に係る」に改める。

第三十条第一項中「信用事業命令第五十八条第三項第十三号の規定による」を「法第九十七条の二第十二号の規定による施行規則第八十八条第一項第十九号に掲げる場合に係る」に改め、同条第二項中「信用事業命令第五十六条第二項」を「施行規則第七十三条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（組合又は子会社に係る不詳事件の届出）

第三十条の二 法第九十七条の二第十二号の規定による施行規則第八十八条第一項第二十号に掲げる場合に係る届出は、組合（子会社）不詳事件届出書（第三十六号様式の二）に概要書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第三十一条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「信用事業命令第

五十八条第一項第三号」を「施行規則第八十九条第二項」に、「同条同項第一号又は第二号」を「同条第三項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

2 施行規則第八十九条第六項の規定による承認の申請は、事業計画書等提出延期承認申請書(第三十六号様式の三)により行わなければならない。

第三十二条第二項中「第五十条の二第七項(法第五十条の三第五項)を「第五十条の二第八項(法第五十条の四第五項)に、「が法第五十条の三第五項」を「が法第五十条の四第五項」に、「第五十条の二第七項の」を「第五十条の二第八項の」に改め、同項第四号ア及びイ中「第五十条の三第四項」を「第五十条の四第四項」に改める。

第三十八条第一項中「による仮理事」の下に「若しくは仮監事」を加え、「仮理事選任等請求書」を「仮理事等選任等請求書」に改める。

第四号様式中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)第53条第4項」を「農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第169条第7項」に改める。

第十二号様式中「同条第17項(第20項)」を「同条第18項(第21項)」に改める。

第十三号様式中「第10条第20項」を「第10条第21項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に改める。

第十四号様式中「同条第18項」を「同条第19項」に改める。

第十五号様式中「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

第十六号様式中「第10条第21項」を「第10条第22項」に改め、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

第十七号様式中「同条第22項」を「同条第23項」に改める。

第十八号様式中「第10条第26項」を「第10条第27項」に改める。

第二十三号様式中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に、「第11条の3第2項」を「第11条の4第2項」に改める。

第二十四号様式中「第11条の3の2」を「第11条の5」に改める。

第二十五号様式中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改める。

第二十六号様式中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改める。

第二十七号様式中「第11条の12」を「第11条の27」に改める。

第二十八号様式中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改める。
第二十九号様式中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第29号様式の2 (第25条の2関係)

基準株式数等超過所有承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊦

基準株式数等を超えて特定事業会社の株式等を所有 (取得) することについて農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第11条の4第2項ただし書の規定により承認を受けたので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 特定事業会社の名称及び所在地
- 2 所有 (取得) する株式数等

注 不用の文字は、消してください。

第29号様式の3 (第26条関係)

共済代理店設置 (廃止) 届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊦

共済代理店を設置 (廃止) しますので、農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第97条の2第1号の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 設置 (廃止) 理由等を示す書類
- 2 委託契約書案

注 1 廃止の場合は、2については不用です。
2 不用の文字は、消してください。

第三十三号様式「第26条関係」や「第26条の2関係」は、「第11条の16第3項第1号」や「第97条の2第3号」に改める。

第三十一号様式「第26条関係」や「第26条の2関係」は、「第11条の16第3項第2号（第3号）」や「第97条の2第4号（第5号）」に改める。

第三十二号様式は次のとおりとする。

第三十三号様式 編纂

第三十三号様式「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。）第58条第3項第1号（第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号）」や「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第97条の2第12号の規定による農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第188条第1項第1号（第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第10号、第15号、第16号、第17号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。）第58条第3項第1号（第2号、第3号、第4号、第5号）」に改める。

第三十五号様式「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第58条第3項第13号」や「農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第97条の2第12号の規定による農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第188条第1項第19号」に改める。

第三十六号様式「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第56条第2項」や「農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第173条第2項」は、「第56条第2項」の「同」を「同」の様式を加える。

第36号様式の2（第30条の2関係）

組合（子会社）不祥事件届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

名 称

代表者 氏 名 ④

組合（子会社）の不祥事件について、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第97条の2第12号の規定による農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第188条第1項第20号の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

不祥事件の概要書

注 不用の文字は、消してください。

第36号様式の3 (第31条関係)

事業計画書等提出延期承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

年度の事業計画書(決算速報、仮決算速報)の提出の延期について、農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第189条第6項の規定により承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

延期後の提出予定年月日

第三十八号様式中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」と、「第7項」を「第8項」に改める。

第四十四号様式中「仮理事選任等請求書」を「仮理事等選任等請求書」と改め、「仮理事の選任」を「仮理事(仮監事)の選任」と改め、「仮理事として」を「仮理事(仮監事)として」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第六十一号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和四十八年三月奈良県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「第三号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「第二十条第一項」を「第二十条第二項」に、「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第三条とする。

第六条を第四条とする。

第七条及び第八条を削る。

第九条中「林業改良指導員駐在所」を「農林振興事務所」に改め、同条を第五条とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「第4条関係」を「第2条関係」に改め、同様式を第一号様式とする。

第四号様式中「第5条関係」を「第3条関係」に、「第20条第3項」を「第20条第4項」に改め、同様式を第二号様式とする。

第五号様式から第八号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県規則第六十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

奈良県知事 柿本善也

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申請及び提出）

- 第十三条の二 指定試験機関が実施する二級建築士試験又は木造建築士試験における第十一條第四項に規定する申請及び第十三條第二項の規定による受験申込書の提出は、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（指定試験機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受験申込をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた申請及び提出については、当該申請及び提出を書面により行うものとして規定した第十一條第四項に規定する申請及び第十三條第二項に規定する受験申込書の提出により行われたものとみなす。
- 3 第一項の規定により行われた申請及び提出は、同項の指定試験機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該指定試験機関に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、指定試験機関は、受験申込書への署名については、氏名を明らかにする措置であつて指定試験機関が定めるものをもつて当該署名に代えさせることができる。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県規則第六十三号

奈良県知事 柿本善也

土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部を改正する規則
土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和五十七年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「(3)及び(5)を除く。」を削り、同項第一号アの(13)中「若しくは」を「又は」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内で行われる建築物の新築、改築若しくは用途変更又は第一種特定工作物の新設に係る事項のうち次に掲げる事項

- (1) 法第四十三條第一項の規定により、建築物等の新築等の許可を行い、及び法第七十九條の規定により、当該許可に必要な条件を付すること。

- (2) アの(12)から(14)までに掲げる事項

第一項第三号アの(4)中「第十二條第三項」を「第十二條第五項」に改め、同号アの(5)中「第十項若しくは」を「若しくは第十項又は」に、「第十二條第四項」を「第十二條第六項」に改め、同号アの(6)中「第十二條第五項」を「第十二條第七項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一項第三号アの(4)の改正規定、同号アの(5)の改正規定及び同号アの(6)の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六十四号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）第二項の規則で定める次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九條第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、

次の表の上欄に掲げるものとし、政令第二項の規則で定める職員は、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
水道事業管理者	水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓 令

奈良県訓令第十号

労働委員会事務局

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

第八条第十号中「及び訂正並びに是正の申出」を、「訂正及び利用停止」に改める。

奈良県訓令第十一号

農 林 部

奈良県農業改良普及員被服貸与規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第二十八号）は、廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

告 示

奈良県告示第六百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号に規定する別段の面積を次のように定めたので公示し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

別段の面積	別段の面積を適用する区域
二〇アール	香芝市全域
一〇アール	北葛城郡河合町全域
一〇アール	吉野郡大淀町全域

公 告

奈良県個人情報保護条例（平成十二年奈良県条例第三十二号）第五十五条第二項の規定により、次のとおり事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、平成十七年四月一日から適用することとしましたので、公表します。

なお、平成十二年十月一日に公表しました「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」については、平成十七年三月三十一日限り廃止します。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

第一 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報を取り扱う際によりどころとなるよう作成したものである。

第二 対象とする個人情報

一 この指針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二 この指針は、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

第三 個人情報の利用目的

一 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

二 個人情報の取扱いは、原則として、利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

第四 個人情報の取得

一 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。

二 個人情報取得した場合は、原則として、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

第五 個人情報の適正管理

一 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

二 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

三 個人情報の安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第六 個人情報の第三者提供

個人情報の第三者への提供は、原則として、あらかじめ本人の同意を得た場合に限るものとする。

第七 特に慎重な取扱いを要する個人情報

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱うものとする。

第八 個人情報に関する事項の公表

個人情報の利用目的、個人情報の取扱いに関する苦情の申出先その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項について、本人の知り得る状態に置くものとする。

第九 自己の個人情報の開示等

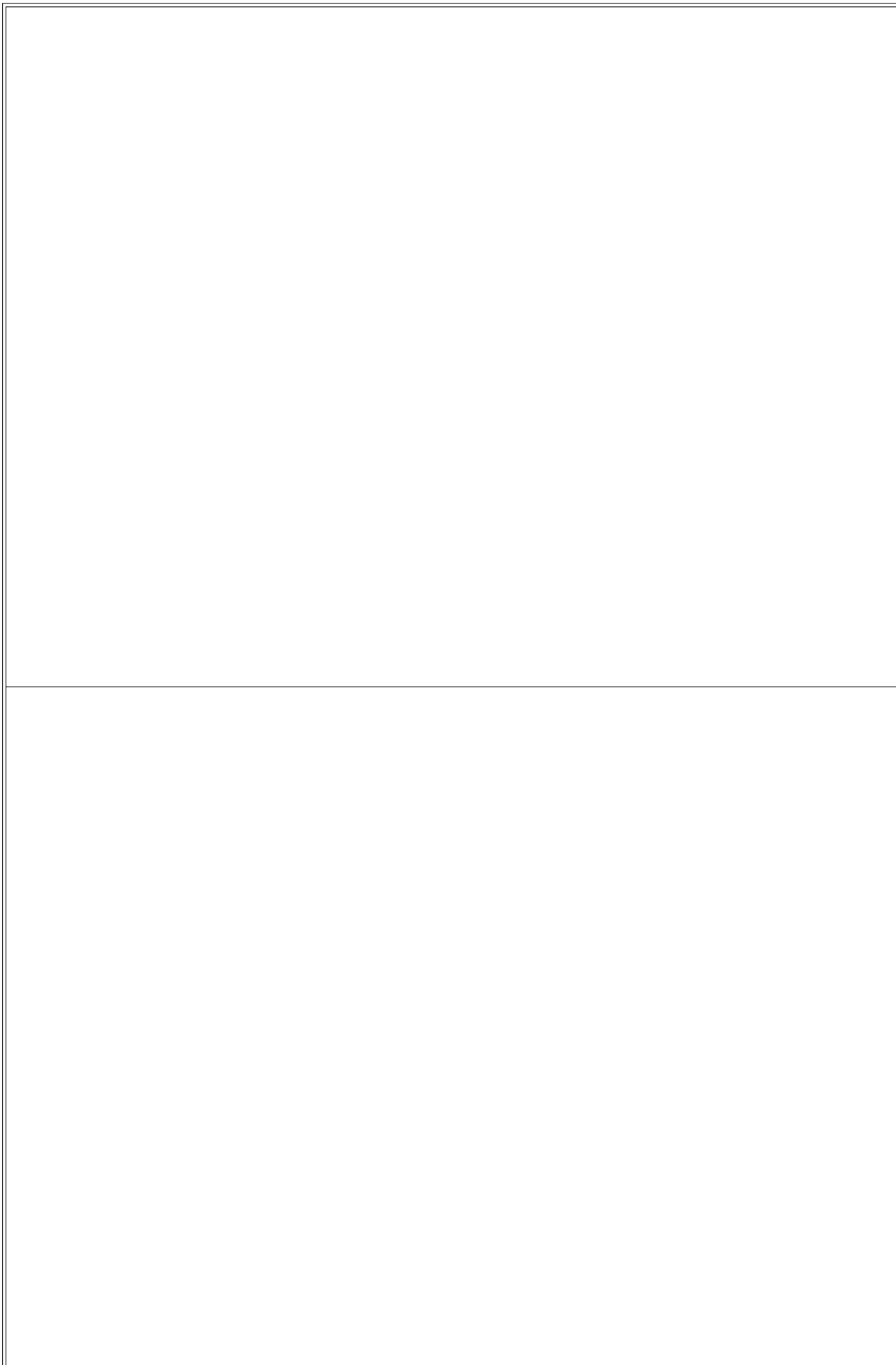
一 本人から自己の個人情報の開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

二 本人から自己の個人情報の内容が事実でないとして訂正、追加又は削除を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

三 本人から自己の個人情報が不適正に取り扱われているとして利用の停止、消去又は提供の停止を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。

第十 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情の処理に必要な体制を整備し、苦情の申出があったときは適切かつ迅速に処理するよう努めるものとする。



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

